

障第1324号
令和8年2月18日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

教育・保育施設等における睡眠中の事故防止対策の徹底について

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

教育・保育施設等において、安全な教育・保育環境を確保する上で、睡眠中の窒息リスクを除去することは極めて重要です。

教育・保育施設等における睡眠中の事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）の中で注意事項を示していますので、各事業所等におかれましては、本ガイドラインを参考に、必要な取組を行っていただくようお願いします。

【参考資料】

○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

○令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』

（実施者：PwC コンサルティング合同会社）

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		